

近代日本の公立図書館における図書館商議会の基礎的検討： 県立図書館を中心として

A Basic Study on Public Library Committees in Modern Japan: Focusing on Prefectural Libraries

仲 村 拓 真*

本論文では、近代日本の公立図書館に設置されていた図書館商議会をめぐる実態及び言説について整理し、その傾向を明らかにすることを目的として、図書館に関する書籍や雑誌記事、図書館報などを史料とし、県立図書館を中心に検討を行った。第一に、法令における図書館商議会に関する記述を検討した。結果として、図書館商議会は、1934年の文部省通牒で言及されていたこと、図書館令施行細則や図書館規則等で規定している県があったことが判明した。第二に、図書館商議会の設置と運用について、実態を整理した。その結果、実際に、図書館商議会を設置している図書館がみられたこと、商議員の所属や肩書には偏りがあったこと、図書館規則や選書、県下図書館に対する連絡及び指導などが主に議論されていたことが分かった。第三に、図書館商議会をめぐる言説について確認した。結果として、図書館商議会は、主に図書館の管理法に関する文献において、欧米の仕組みとして紹介され、図書館の創設と結びつけて論じられてきたことなどを明らかにした。

キーワード：図書館史、図書館協議会、図書館評議員会

1. 研究の概要

1.1 研究の目的及び背景

本論文の目的は、近代日本の公立図書館に設置されていた図書館商議会をめぐる実態及び言説について整理し、その傾向を明らかにすることである。

今日、地域住民が図書館の運営等について意見を述べることができる仕組みとして、図書館協議会がある。図書館協議会は、1950年に制定された図書館法によって、制度的に位置づけられた。具体的にいえば、図書館法第14条に、「公立図書館に図書館協議会を置くことができる」とされ、その第2項に「図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする」と規定されてい

る。文部省社会教育局長として、図書館法の制定に関与した西崎恵は、図書館協議会を「図書館の運営に住民の意見なりが充分に反映し得るようにするため」¹⁾のものと説明しているように、図書館協議会は、住民参加を実現するための制度として理解されてきている。

ところで、いわゆる単館史を概観すると、近代においても、地域の有力者などによって委員会を構成し、運営における重要な事項などを検討していた公立図書館があることが分かる。さらに、それらの単館史のなかには、そのような委員会を図書館協議会の前身と位置づけられるものとして見なしている記述も散見される。たとえば、県立長野図書館では、「県の実情や県民の実態、またその要望や意見を知り、同時にその協力を得ることは最も重要なことである」²⁾として、1929年に、評議員の制度が創設されたという。そして、この評議員について、「図書館の後援機関・諮問機関というべきもの

*青山学院大学

で、戦後図書館法に規定された図書館協議会と同様のものであった」³⁾と説明している。

もし、近代日本において、図書館の外部の者が図書館の運営に関与し得る仕組みとして、このような委員会が、一般的に導入されていたとすれば、当時の図書館の在り方に影響した要素として、近代日本公共図書館史を検討するうえで追究する必要があると考えられる。しかし、このような仕組みについては、単館史で存在が説明されることはあっても、図書館史研究においては、十分に検討されてこなかった。たとえば、西崎は、図書館協議会について、「わが国の図書館活動の歴史においてかかる機関が置かれることになったのは、まさにはじめてのことである」⁴⁾と述べているように、前述のような委員会の存在は、考慮されていないか、まったく別のものとして捉えられているようである。また、裏田武夫らは、図書館法の成立について資料を整理し、解説を行っている⁵⁾。そのなかで、前史として、近代の図書館制度についても記述しているが、委員会の設置については触れられていない。そのほか、塩見昇は、図書館協議会について解説をするなかで、裏田らの著作を参考に、歴史的経緯についても整理しているが、近代の動向については触れられていない⁶⁾。

このように、前述のような委員会の仕組みについては、議論の有無や設置状況などは明らかにされておらず、単館史で記述されてきたように、図書館法という図書館協議会と同様のものとみなせるかどうかは確かでない。そこで、本論文では、前述のような委員会が制度に位置づけられていたかを確認したうえで、設置の実態と、設置や運用をめぐる言説を整理する。

1.2 研究の方法

本論文は、文献を史料とする歴史研究による。検討範囲とする時期は、1868年から1945年である。主に史料として用いたのは、図書館に関する書籍や雑誌記事、図書館報である。さらに、これらに加えて、単館史も積極的に用いた。

単館史は、二次史料とみなされるものであるが、当該図書館の関係者が記している場合、一般に公開されていない事務資料などが用いられていたり、図書館員の経験に基づいて書かれたりしている箇所がある可能性があるため、実態を把握するための手がかりとなると判断した。なお、文献調査にあたっては、個々の図書館の実態を詳らかにすることよりも、全国的状況を広く把握することを重視した。

後述のとおり、1.1で例示したような委員会に対しては、様々な呼称が使われているが、本論文では、最も一般的な呼称の一つと考えられる「図書館商議会」を用いる。また、これに伴って、図書館商議会の構成員の呼称として、「商議員」を用いる。

本論文では、図書館商議会を、当該図書館の職員以外を主な構成員とし、当該図書館の運営等について、意見を述べる組織と定義する。しばしば、館友会といった名称で設置されていた図書館の後援団体については、地域住民が図書館に関与しえた存在として重要であると捉えられるが、図書館商議会とは性格が異なるものとして、検討の対象外とする。

本論文では、公立図書館、とりわけ、県立図書館を検討対象とする。したがって、私立図書館に設置されたものは検討対象としないことになる。私立図書館において、設置母体が、図書館を設立及び運営する際に、何らかの委員会を組織することは、十分にありうることであろう⁷⁾。しかし、それらの委員会と、公立図書館の図書館商議会とは、性格や設置の背景が異なると考えられる。また、大学図書館についても、図書館商議会の実態などが検討されてきたが⁸⁾、同様の理由で、本論文では、検討対象としない。ただし、言説においては、私立図書館や大学図書館に設置されたものを公立図書館の図書館商議会と区別せずに検討しているのがみられたため、他館種について併せて記述している文献は、検討対象に含めた。

本論文で県立図書館に着目したのは、自治体

の規模を統一することで、傾向を検討しやすくするという方法上のねらいがある。しかし、それ以上に、近代において、職員数や蔵書冊数などから判断して、規模が非常に小さく、十分な活動がしがたいとみなされうる図書館が多く設置されていたなかで、図書館商議会は、前述の県立長野図書館のように、比較的規模が大きい図書館において、積極的に導入されたのではないかと推測したことによる。

なお、引用等において、旧字体は新字体に改めた。また、特定の都道府県を指す場合を除き、都道府県は「県」と表記した。

2. 法令にみられる図書館商議会

図書館商議会は、図書館を運営するための仕組みであったと捉えられる。そこで、まず、図書館商議会が、制度として、法令上位置づいていたかどうかを確認する必要がある。

近代日本における図書館は、1879年の教育令や1890年の小学校令に規定されていたが、図書館に関する単独法規として、1899年に図書館令が、1921年に公立図書館職員令が出されていた。しかし、これらの法規に、図書館商議会に関する記述は見られない。

1933年には、いわゆる「改正図書館令」として、全面的に改正された図書館令が施行される。この改正図書館令にも、図書館商議会についての言及はない。しかし、改正図書館令の第10条に規定された中央図書館制度を展開するにあたって、1934年に文部省通牒として出された「図書館令及同施行規則並公立図書館職員令改正ニ付実施上ニ関スル注意事項」には、図書館商議会に関する記述がある。具体的にいえば、「尚中央図書館ハ職能大ニシテ其ノ経営ニ関シ博ク知識ト技能トヲ要スルヲ以テ商議委員会等ヲ設ケ其ノ経営ニ遺憾ナキヲ期セシムルヲ要スベシ」という一文が含まれている。この記述から、中央図書館として指定された図書館には、図書館経営のために、図書館商議会を設置すべきであるということが文部省の見解であったといえる。

以上のとおり、通牒を除いて、国の法令では、図書館商議会は位置づけられていなかったといえる。しかし、図書館商議会は、各県で定められた法令において、記述されていることがあった。具体的にいえば、図書館商議会は、図書館令施行細則、あるいは、各図書館の図書館規則等で規定されていた。前者は、県内の図書館全体に関わる法規であるのに対し、後者は、特定の図書館を規定するものである。

2.1 図書館令施行細則における記述

図書館令施行細則は、改正図書館令から数週間遅れて出された図書館令施行規則の第8条に「道府県立図書館及中央図書館以外ノ図書館ノ設備及経営ニ関シ必要ナル事項ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム」と規定されていることに基づき、各県が県令として発出した図書館に関する法規である。

図書館令施行細則の内容については、日本図書館協会によって調査が行われ、1937年に2回にわたって報告がなされている⁹⁾。この報告では、1936年までに図書館令施行細則を制定したのは、16県であるとしている¹⁰⁾。さらに、「中央図書館商議委員会」に関する記述として、福岡県の図書館令施行細則を例示しており、鳥取県、広島県、佐賀県でも同様の規定があるという¹¹⁾。また、中央図書館長協会によって行われた調査の結果をまとめて、1943年に出された『中央図書館執務参考資料』にも、図書館令施行細則の制定状況が報告されている¹²⁾。これによれば、1937年よりも前に図書館令施行細則を制定した県は17県、1937年以降に制定した県は5県、立案中であるのは2県であり、23県は制定しておらず、かつ立案中でもないとする。ただし、ここでは、図書館令施行細則の内容については説明されていない。

以上をふまえたうえで、各県の図書館令施行細則を確認した結果、図書館商議会に関する記述が見られたのは、日本図書館協会の報告と同様に、鳥取県¹³⁾、広島県¹⁴⁾、福岡県¹⁵⁾、佐賀県¹⁶⁾の4県であった。そこで、関連する記述

表1 図書館令施行細則における図書館商議会に関する記述

県名	制定年	記述
鳥取県	1934	第十七条 中央図書館ニ商議委員会ヲ置クコトヲ得 商議委員会ハ商議委員ヲ以テ之ヲ組織シ中央図書館ノ経営ニツキ知事又ハ館長ノ諮問ニ応ヘ若ハ意見ヲ具申スルコトヲ得 委員ハ館長ノ意見ヲ徴シ知事之ヲ委嘱ス
広島県	1935	第十九条 中央図書館ノ館長ハ中央図書館ニ商議員会ヲ置キ館長ノ諮問ニ応ヘシメ又ハ意見ヲ具申セシムルコトヲ得 商議員会ハ商議員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス 商議員ハ知事ノ承認ヲ経テ館長之ヲ委嘱ス
福岡県	1934	第二十条 中央図書館ノ館長ハ中央図書館ニ商議委員会ヲ置キ中央図書館ノ事務ニ関シ館長ノ諮問ニ応ヘシメ又ハ意見ヲ具申セシムルコトヲ得 商議委員会ハ商議委員若干名ヲ以テ之ヲ組織シ同委員ハ知事ノ承認ヲ経テ館長之ヲ委嘱ス 商議員ノ決議ハ館長之ヲ知事ニ報告スヘシ
佐賀県	1934	第二十一条 中央図書館ノ館長ハ中央図書館ニ商議委員会ヲ置キ中央図書館ノ事務ニ関シ館長ノ諮問ニ応ヘシメ又ハ意見ヲ具申セシムルコトヲ得 商議委員会ハ商議委員若干名ヲ以テ之ヲ組織シ同委員ハ知事ノ承認ヲ経テ館長之ヲ委嘱ス 商議委員会ノ決議ハ館長之ヲ知事ニ報告スヘシ

出典：注13) から注16) までをもとに、筆者作成。

を一覧にしたものが、表1である。

いずれも前述の文部省通牒を受けて、図書館商議会に関する記述を含めることとしたと考えられる。表1からは、日本図書館協会の報告でも指摘されているとおり、いずれも、記述が酷似していることが分かる。福岡県の図書館令施行細則は、全国的に見て、最も早くに制定されたものであり、他の県の図書館令施行細則は、福岡県の記述を参考としたと推察されることから、記述が似通ったと考えられる。表記には、会議に関しては「商議委員会」と「商議員会」、構成員に関しては「商議委員」と「商議員」がみられ、若干のゆれがあるが、概ね共通している。

模範となったと考えられる福岡県の図書館令施行細則については、福岡県の社会教育主事で

あった海江田喜次郎が、制定の趣旨を説明している。海江田は、図書館令施行細則について「特に中央図書館の活動を促進するため、いろ／＼の規定を設けた」¹⁷⁾とし、図書館商議会に関する規定を設けたねらいを「中央図書館がその重大なる使命を達成せしむるために、その諮問機関として、商議委員会を設け、唯我独尊的なことでなく、広く善知識を他に求めて、其の経営に遺憾なきを期した」¹⁸⁾と述べている。

図書館令施行細則で定めている場合、図書館商議会の設置は、中央図書館に関する規定となっているため、厳密に言えば、県立図書館への設置を定めているわけではない。たとえば、広島県では、戦前に県立図書館が設置されなかったため、広島市立浅野図書館が中央図書館として指定されている。したがって、広島県の

図書館令施行細則における図書館商議会に関する規定は、広島市立浅野図書館に適用されたと捉えられる。しかし、鳥取県、福岡県、佐賀県では、それぞれ県立図書館を設置していたため、これら3県の図書館令施行細則における図書館商議会に関する規定は、県立図書館に適用されたと考えられる。

図書館令施行細則で規定されている内容は、5つの要素に整理できると捉えられる。すなわち、①設置、②機能、③人数、④委嘱、⑤報告、である。①は、中央図書館に図書館商議会を設置できることを規定するものであり、表1のうち、すべての図書館令施行細則に含まれている。②は、図書館商議会は、館長の諮問に応えたり、館長に意見を述べたりすることができるものであるとされており、これもいずれの県でも記述されているが、福岡県と佐賀県が「事務」について述べるとしたのに対し、鳥取県では「経営」について述べるとしている。③は、具体的な数字ではなく、「若干名」となっており、鳥取県以外で規定されている。④は、鳥取県では、知事が委嘱することになっているが、その他の県では、知事の承認のもと、館長が委嘱することになっている。⑤は、図書館商議会の決議を館長が知事に報告すると規定するものであり、福岡県と佐賀県の図書館令施行細則に見られる。

なお、以上の4県とは異なる記述で、図書館の「委員」について規定している県がある。まず、京都府では、1934年に公布した図書館令施行細則の第4条において、「図書館ノ館長ハ図書ノ選択ニ関シ意見ヲ徴スル為若干名ノ委員ヲ置クコトヲ得」¹⁹⁾とした。すなわち、選書のための委員を設けられることを規定している。ただし、同細則の第11条に「本令ハ府立図書館ニハ之ヲ適用セズ」²⁰⁾としていることから、京都府立京都図書館に第4条は適用されないと捉えられる。

また、宮城県と山形県では、図書館委員を置くことができるという規定を設けた。具体的に

みれば、宮城県では、1934年の図書館令施行細則で、「図書館ノ館長ハ図書館ノ利用発展ヲ図ル為必要アルトキハ図書館委員又ハ図書館事務ノ補助者ヲ置クコトヲ得」²¹⁾としており、1935年に出された山形県の図書館令施行細則²²⁾でもほぼ同一の記述がある。

しかし、ここでいう「図書館委員」とは、「又ハ図書館事務ノ補助者」と併記されているように、図書館商議会というよりも、図書館業務の補助を担う者であったことが意図されていたと考えられる。これは、前述の文部省通牒において、「市町村図書館に於ては須く各地に所謂図書館委員を置き地方民の機微を捉へて読書の勧奨図書の貸付に当らしむるは図書館の利用促進上極めて有利なる方策たるべし」とされていることを反映したものであると捉えられよう。

2.2 図書館規則等における記述

つづいて、図書館規則等において、図書館商議会に関する記述の有無を確認した。職務規程等の細則や内規については、一般に県令として定められる館則に比べて、網羅的に把握することが容易でないため、法令集や単館史に掲載されたものに限って確認した。結果として、13県の規則等において、関連する記述がみられた。その結果を表2に整理した。該当する県は、茨城県²³⁾、千葉県²⁴⁾、長野県²⁵⁾、石川県²⁶⁾、京都府²⁷⁾、大阪府²⁸⁾、奈良県²⁹⁾、岡山県³⁰⁾、山口県³¹⁾、徳島県³²⁾、熊本県³³⁾、宮崎県³⁴⁾、鹿児島県³⁵⁾である。なお、東京市立日比谷図書館では、「東京市立日比谷図書館評議員ニ関スル規程」を定めていたことが分かっているが³⁶⁾、1943年の都制に伴って東京都立日比谷図書館となった以降にも同様の規程が存在したかは明らかでないため、表2には含めていない。

表2 県の図書館規則等における図書館商議会に関する記述

県名	制定年	規則名	記述
茨城県	1907	茨城県立図書館規則	第二十九条 本館ニ評議員若干名ヲ置キ館長ノ推薦ニ依リ知事之ヲ囑託ス 第三十条 評議員及評議会ノ議務権限ハ知事ノ認可ヲ受ケ館長之ヲ定ム
千葉県	1924	千葉県立図書館規則	第十一条 本館ノ重要ナル事務ニ関シ諮問ノ為評議員若干名ヲ置クコトヲ得 評議員ハ知事之ヲ任命又ハ囑託ス 第十二条 評議員ニ諮問スヘキ事項及其ノ会合等ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム
長野県	1929	県立長野図書館評議員設置規程	第一条 県立長野図書館ニ評議員若干名ヲ置ク 第二条 評議員ハ重要ナル館務ニ付館長ノ諮問ニ応シ意見ヲ開陳ス
石川県	1912	石川県立図書館職員事務規程	第十条 館務上ノ都合ニ依リ評議員若干名置ク事アルヘシ 前項ノ場合ハ館長ノ推薦ニ依リ知事之ヲ囑託ス
京都府	[不明]	京都府立図書館職務規程	第十条 館務上の必要に依り評議員若干名を置く其評議員は知事之を囑託す
大阪府	1900	大阪府図書館商議員設置規則	第一条 大阪府図書館ニ商議員ヲ置ク 第二条 商議員ハ図書館ノ管理スル事項ニ就キ知事ノ諮詢ニ応シ意見ヲ開申ス [以下、省略]
	1923	大阪府立図書館商議員会規程	第一条 大阪府立図書館商議員会ハ大阪府立図書館ニ関スル重要ナル事項ニ付知事ノ諮問ニ応シ調査審議ス 第二条 商議員会ハ会長一人及議員六人ヲ以テ之ヲ組織ス [以下、省略]
奈良県	1909	奈良県立戦捷記念図書館規則	第二十二條 本館ノ重要ナル事務ニ関シ諮詢ノ為メ評議員若干名ヲ置ク 第二十三條 評議員ハ知事之ヲ命シ又ハ之ヲ囑託ス 第二十四條 評議員ニ諮詢スヘキ事項及其会合等ニ関スル細則ハ館長之ヲ定メ知事ニ開申スヘシ
岡山県	1923	岡山県立図書館規則	第七條 本館経営上ノ重要事項ニ関シ諮問スル為評議員若干名ヲ置ク 第八條 評議員ハ知事之ヲ命シ又ハ囑託ス 第九條 評議員会ハ必要ニ応シ知事之ヲ招集ス
山口県	1926	行啓記念山口県立山口図書館評議員会規則	第一条 行啓記念山口県立山口図書館ニ評議員会ヲ置ク 第二条 評議員会ハ山口図書館ノ施設経営管理及図書ノ選択整理運用等ニ関スル事項ヲ調査シ又ハ知事ノ諮問ニ応ジ意見ヲ開申ス 第三条 評議員ハ館長ノ申請ニ基キ知事之ヲ命ジ又ハ囑託ス [以下、省略]

福岡県	1935	福岡県中央図書館商議委員会内規	一、福岡県中央図書館の改善発達を図る目的を以て福岡県令第三号図書館令施行細則第二十条に依り本館に商議委員を置く [以下、省略]
徳島県	1916	徳島県立光慶図書館規則	第三十五条 本館ノ重要ナル事務ニ関シ諮詢スル為商議員若干名ヲ置ク 第三十六条 商議員ハ知事之ヲ命シ又ハ囑託ス 第三十七条 商議員ニ諮問スヘキ事項及其ノ会合等ニ関スル細則ハ知事ノ認可ヲ承ケ館長之ヲ定ム
熊本県	1912	熊本県立図書館規則	第七条 本館ノ経営ニ関シ諮問スル為メ評議員若干名ヲ置ク 第八条 評議員ハ知事之ヲ囑託ス 第九条 評議員会ハ必要ニ応シテ知事之ヲ召集ス
宮崎県	1917	宮崎県立図書館規則	第十条 図書館ノ経営ニ関シ諮問スル為メ評議員若干名ヲ置ク 評議員ハ知事之ヲ囑託ス
鹿児島県	1912	鹿児島県立図書館規則	第十一条 館務ノ必要ニ依リ評議員若干名ヲ置クコトアルヘシ 但評議員ハ知事之ヲ囑託ス

出典：注23) から注35) までをもとに、筆者作成。かなの表記は、文献に基づく。

表2から、法令上、上位に位置づく館則で記述している県もあれば、より下位に位置づく細則で規定している県もあることが分かる。また、館則において、設置等について規定したうえで、詳細な事項は、細則で定めるとした県もある。たとえば、1924年の「千葉県立図書館規則」では、第12条として、「評議員ニ諮問スヘキ事項及其ノ会合等ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム」³⁷⁾としている。また、1909年の「奈良県立戦捷記念図書館規則」の第24条でも、「評議員ニ諮詢スヘキ事項及其会合等ニ関スル細則ハ館長之ヲ定メ知事ニ開申スヘシ」³⁸⁾としている。また、徳島県では、図書館商議会の設置にあたって、1918年に細則を定めたとしている³⁹⁾。ただし、これらの細則の内容については、把握できていない。

さらに、職員心得などで記述されている場合もあろう。たとえば、表2では示していないが、福岡県では、「館長及館員本務上の心得」のなかで、「館長は本館商議委員会の事務一切を監督し、会の召集並に之が行事等につき企画するものとす」⁴⁰⁾としている。

表2の制定年を見れば、いずれも、図書館

令が改正された1933年以前となっていることが分かる。したがって、図書館規則等に図書館商議会に関する記述を盛り込むことは、改正図書館令や、改正に伴った文部省通牒を契機としたものではなかったといえる。そもそも、文部省通牒で推奨される以前から、図書館商議会は、仕組みとして知られていたと考えられよう。

また、図書館の設立年を考慮すれば、図書館の設立当初から、図書館規則等に関連する記述を含めていた図書館が多いこともわかる。県立図書館の設立からしばらくして図書館商議会について規定したと考えられる県は、茨城県、岡山県、山口県、宮崎県である⁴¹⁾。

なお、図書館規則等において、図書館商議会に関する規定があったにもかかわらず、その後、削除がなされたとみられる県もある。具体的には、茨城県、千葉県、奈良県、鹿児島県が該当する。

茨城県では、1903年に茨城県立図書館が設立され、規則が定められている⁴²⁾。その後、1907年に規則が改訂され、商議員に関する規程が追加された⁴³⁾。しかし、1910年に再び改訂され、商議員に関する規程は削除されている⁴⁴⁾。

千葉県では、1924年に、千葉県教育会が有していた図書館が千葉県に移管され、千葉県立図書館の開館に至っているが、この開館当初の館則では、商議員に関する規程が含まれていた⁴⁵⁾。しかし、1934年の新築に伴って改訂された館則では、商議員に関する規程が削除されている⁴⁶⁾。

奈良県では、1909年に、奈良県立戦捷記念図書館が設立され、規則が定められており、この規則に、商議員に関する規程が含まれている⁴⁷⁾。しかし、1923年には、新たに奈良県立図書館規則が定められており、商議員に関する規程は削除されている⁴⁸⁾。

鹿児島県では、1912年の鹿児島県立図書館創立時に定められた規則では、図書館商議会の規程がみられる⁴⁹⁾。しかし、1927年に規則を改正しており、改正後の規則に図書館商議会に関する記述はみられない⁵⁰⁾。

以上の図書館では、商議員に関する規程を定めたにもかかわらず、その後、削除に至っている。その原因については、定かではないが、予算や実効性などの問題が考えられよう。

さて、規定されている内容を確認したとき、当該図書館の全体的な事項について定めた館則では、概ね、2.1にみた図書館令施行細則の記述と同様であることが分かる。すなわち、①設置、②機能、③人数、④委嘱、といったことが規定されている。図書館令施行細則に規定されていた報告に関する事項は、館則では、あまりみられない。

図書館商議会に関する規定は、全体として、大まかである。①については、図書館商議会を設置できることとし、②については、概ね、図書館の経営に関する重要な事項を検討するものとされている。③について規定している場合は、「若干名」とされている。④については、知事が委嘱するものとなっている。

稀有な例としては、図書館の利用において、商議員に特権を与える規定を設けた県がある。熊本県では、1912年の館則に図書館商議会に関

する規定が設けられているが、1923年に改正した規則では、第24条には、「熊本県下ニ住スル左記ノ者ハ本館ノ図書ヲ携出スルコトヲ得」⁵¹⁾とあり、そのなかに「評議員ニ於テ紹介シタル者館長ニ於テ必要ト認メタル場合ニハ前項ノ資格ニ拘ラス一時限り携出ヲ特許スルコトヲ得」⁵²⁾という記述がみられる。

一方、細則や内規は、より具体的な規定をなすためのものであるから、これらのなかには、詳しい規定がなされているものがみられる。たとえば、大阪府では、図書館の創立時に、住友家からの要望で図書館商議会に関する規程が設けられ、身分と人数が詳細に規定されている。具体的にみれば、「図書館建物ノ寄付者又ハ其ノ家督相続人」、「知事ノ指名セル者参名」、「図書館建物ノ寄付者又ハ其ノ家督相続人ノ指名セル者式名」⁵³⁾を委嘱することになっていた。この規定は、1923年に定められた「大阪府立図書館商議員会規程」でも同様である⁵⁴⁾。また、身分については、福岡県の内規でも規定されている。具体的には、「官公衙、学校及各種団体の職員」、「図書館功労者」、「学識経験ある者」⁵⁵⁾から委嘱することになっていた。

機能についてみれば、1921年に定められた「行啓記念山口県立山口図書館評議員会規則」では、「評議員会ハ山口図書館ノ施設経営管理及図書ノ選択整理運用等ニ関スル事項ヲ調査シ又ハ知事ノ諮問ニ応ジ意見ヲ開申ス」⁵⁶⁾となっている。また、福岡県では、さらに詳しい事項が列挙されている。すなわち、「県内市町村公私立図書館及学校附設図書館等の指導並に之が普及発達の助成に関する事項」、「本館と県内各図書館、学校、官公衙及各団体との連絡に関する事項」、「県内一般公衆に対し良書を紹介し並に図書館利用に依りて其の研究修養を促進せしむる上に必要なる事項」、「其の他本館の施設経営並に管理に関し必要と認むる事項」⁵⁷⁾が、図書館商議会で検討すべき事項とされていた。

また、大阪府や福岡県では、商議員のほか、事務のために幹事などを指定することについて

規定している。たとえば、大阪府の1923年の規程では、第6条に「商議員会ニ書記一人ヲ置キ大阪府立図書館書記ノ中ヨリ知事之ヲ嘱託ス」、「書記ハ会長ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス」⁵⁸⁾という記述がある。また、福岡県では、「商議委員会事務の必要上幹事二名を置き本館職員を以て之に充つ」⁵⁹⁾としていた。

ただし、細則や内規を定めていても、必ずしも細かい規定を設けているとは限らない。たとえば、長野県では、「構成は極めて簡単で任用資格、任期等は自由である」⁶⁰⁾と説明されているとおり、図書館商議会のための独立した規程を制定したにもかかわらず、その内容は、「県立長野図書館ニ評議員若干名ヲ置ク」、「評議員ハ重要ナル館務ニ付館長ノ諮問ニ応シ意見ヲ開陳ス」⁶¹⁾というものに留まっている。

ここまでに、法令における記述をみてきた。多くはないものの、実際に、複数の県において、図書館商議会に関する規定が設けられてきたことがわかった。しかし、法令等によって、図書館商議会を置くことができると定めていても、実際に、商議員を委嘱していたとは限らない。反対に、法令等に定めていなくても、図書館商議会に相当する組織を設けていた図書館がある可能性も否定できない。そこで、図書館商議会が実際に設置されていたかを確認する必要がある。

3. 図書館商議会の設置と運用

3.1 図書館商議会の設置状況

図書館商議会の全国的な設置状況については、前掲の『中央図書館執務参考資料』に示されている。この史料では、青森県、長野県、岡山県、徳島県、福岡県において、設置がなされているという回答を得たとし、その名称や創設時期、規則、構成、検討事項などが整理されている⁶²⁾。また、秋田県では、「支那事変以来会議ノ機会ヲ逸シ且ツ評議員モ殆ンド全部異動シタレハ改組ノ上再出発ノ見込ナリ」とし、愛媛県では、「将来設置ノ見込」であることを付記

している⁶³⁾。しかし、この報告は、調査が実施された時点の状況を報告するものであり、過去に設置していた例があったかどうかは示されていない。

そこで、図書館商議会の設置状況について調査した結果、青森県⁶⁴⁾、秋田県⁶⁵⁾、長野県⁶⁶⁾、京都府⁶⁷⁾、大阪府⁶⁸⁾、奈良県⁶⁹⁾、岡山県⁷⁰⁾、山口県⁷¹⁾、徳島県⁷²⁾、福岡県⁷³⁾の10県において、図書館商議会に相当する組織を設置していたことが確認できた。なお、東京市では、図書館商議会に関する規程を定めていたことは前述したが、実際に、商議員を委嘱していたことも確認できる⁷⁴⁾。しかし、東京都に移行し、東京都立日比谷図書館になった際にも、商議員の制度が存続していたかどうかは、定かではない。また、図書館商議会に相当するものであるか判断しがたいが、長崎県では、図書館調査委員や児童室委員、図書推薦委員といったものを配置していたという⁷⁵⁾。

さて、2. で確認した法令をふまえてみれば、調査の結果は、次の4つに整理できる。すなわち、①規程に定められており、設置の事実も明らかである、②関連する規程がみられないが、設置が確認できる、③規程は定められているが、設置の事実が確認できない、④関連する規程がみられず、設置の事実も確認できない、である。

①に該当するのは、長野県、京都府、大阪府、奈良県、岡山県、山口県、徳島県、福岡県の8県である。ただし、2.2において、図書館規則等を改訂し、図書館商議員に関する規程を削除していた県があったことから推察すれば、設置後に解散となった県がある可能性は否定できない。

②に該当するのは、青森県、秋田県の2県である。『中央図書館執務参考資料』では、青森県の図書館商議会について、1929年から設置されているものの、「法規的形式ナシ」としている⁷⁶⁾。すなわち、規則等に定めがなくても、設置していた県があったということになる。

③に該当するのは、茨城県、千葉県、石川県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の6県である。これらの県について、新たな史料の発掘により、設置が明らかになる可能性は否定できない。しかし、たとえば、山口県では、1903年の山口県立山口図書館の設立当初から、図書館商議会に関する構想が示されており⁷⁷⁾、また、1923年に図書館商議会のための規則を制定していたにもかかわらず、実際に商議員が委嘱されたのは、1943年であったという⁷⁸⁾。このことをふまえれば、設置がなかったことを明示することは困難であるが、図書館規則等で規定していても、実際の運用がなされなかった可能性はあろう。

④に該当するのは、①から③までの16県を除いた31県である。このことから、多くの県では、規則、設置のいずれもなかった可能性が高いといえよう。

図書館商議会に相当する組織及びその構成員の呼称は、商議員会、商議委員会、商議員など、「商議」を含むものと、評議員会、評議員など、「評議」を含むものに分かれている。「商議」としたのは、秋田県、大阪府、徳島県、福岡県であり、「評議」としたのは、青森県、長野県、京都府、奈良県、山口県である。岡山県は、最初に設置したときの名称は「岡山県立戦捷記念評議員会」であったが、のちに「岡山県立図書館商議員会」としており、両方に該当する⁷⁹⁾。

当該図書館の開館時期を考慮すれば、開館以前や開館とほぼ同時に設置する場合と、開館後しばらく経ってから設置する場合があることが分かる⁸⁰⁾。前者に該当するのは、青森県、長野県、大阪府、奈良県、徳島県である。一方、後者に該当するのは、秋田県、岡山県、山口県、福岡県である。京都府では、図書館商議会があったことは判明しているが、設置時期については、定かではない。

3.2 商議員の概要

商議員について、まず、委嘱された人数を確認すれば、県によってかなりの差があったこと

が分かる。すなわち、10人以内で運用する県もあれば、20人以上を委嘱した県もあった。

少ない例としては、大阪府が挙げられる。規程では6名を定員とし、欠員を生じた期間もみられるが、実際の人数も6名であったことが確認できる⁸¹⁾。長野県でも、設置年である1929年時点では10名、1939年時点では7名、1942年時点では5名を委嘱しており、比較的低人数で運用されてきたといえる⁸²⁾。また、奈良県では、図書館商議会の発足時に、7名が委嘱されたという⁸³⁾。

一方、『中央図書館執務参考資料』に挙げられている県のうち、青森県は20名、岡山県も20名、福岡県は22名となっている⁸⁴⁾。岡山県について、さらに確認すれば、発足当初は37名が委嘱されており、多い例であるといえよう⁸⁵⁾。岡山県のように、各学校から、あるいは、各郡から広く選んだ場合、結果として、多くの商議員を委嘱することになる。そのほか、秋田県では16名が委嘱されていたことが分かる⁸⁶⁾。

つづいて、商議員の所属や肩書については、先にみた図書館規則等では、条件を定めている例は少なかった。そこで、どのような所属や肩書の者が委嘱されていたのかを確認すると、最も一般的な商議員は、教育行政関係者であったことが分かる。すなわち、視学、学校長、教育会の役員などが多いといえる。たとえば、秋田県では、1932年の時点で委嘱されている16人のうち、学校長が9名おり、そのほか、教育会長、専門学校教授の肩書を有する者もいる⁸⁷⁾。また、岡山県では、1921年の時点で委嘱されている37人のうち、21人は視学であり、学校長も10人を超えている⁸⁸⁾。

次いで、その他の部課の行政職員もみられる。たとえば、福岡県では、1935年の時点で、社会教育課、社寺兵事課、学務課といった肩書が確認できる⁸⁹⁾。

なお、行政職員が商議員となっている場合、必ずしも県の職員であるとは限らない。たとえば、秋田県では秋田市、長野県では長野市のよ

うに、県立図書館の所在地の関係者を含めていることが少なくないと思われる。

また、議員、新聞社をはじめとする民間企業の役員などを含めている場合もある。たとえば、岡山県では、1934年の時点で、中国鉄道、中国銀行、山陽新報といった所属名が確認できる⁹⁰⁾。実態として、行政関係者が多かったなか、地域の代表者として、意見を述べる事ができたのは、議員や民間企業の役員であったといえよう。

図書館関係者は、少数であるか、いない場合が多い。たとえば、秋田県や長野県では、発足当初の商議員の肩書が確認できるが、図書館関係者は見当たらない。学校長を学校に附設された図書館の関係者とみなした可能性もなくはないが、商議員に、図書館に関する学識や経験に基づく知見は、さほど期待されていなかったのではないかと考えられる。

なお、基本的に、県立図書館の館長は、図書館商議会に出席している。この場合、館長は商議員に含まないことが一般的であるとみられる。また、その他の図書館職員が出席する場合もあり、書記や幹事といった役割を担うこともある。

3.3 図書館商議会の運用

図書館商議会は、協議すべき事項が生じた際に逐次開催する場合と、定期的に開催する場合があったと考えられる。定期的に開催する場合は、年に1、2回が標準的であったとみられる。たとえば、長野県や福岡県では、数年にわたって、開催された日付が確認できるが、概ね、1、2回となっている。

さて、2.において確認したように、図書館商議会は、規則等において、概ね、図書館の運営に関する重要な事項を検討するものとして規定されていた。しかし、具体的にどのような事項を検討するかは、ほとんど定められていなかった。そこで、図書館商議会の協議事項を概観すれば、多くの内容が議論されていることが

分かるが、主な事項としては、次の5つが挙げられよう。すなわち、①現況報告、②図書館規則、③選書、④各種行事の開催、⑤県下図書館に対する連絡及び指導、である。これらの事項が必ずしもすべての図書館商議会で行われていたわけではない。県によって、検討されていた事項に相違があるのは当然であろう。しかし、以上の事項は、複数の県の図書館商議会でも議論されていたという点で、一般的な協議事項であったのではないかと推測される。

①は、いずれの県の図書館商議会においても、毎回行われていたとみられるものである。すなわち、図書館側から、図書館の年度予算や計画、利用状況などを説明するものであり、館長の挨拶と併せて、会議の冒頭などで報告されるのが一般的であったといえる。

②は、図書館規則を改廃する際に、意見を求めるものである。たとえば、大阪府では、規程の変更のたびに、図書館商議会が開催されていることが分かる⁹¹⁾。また、徳島県でも、単館史によれば、同様に、規則の改正のために、図書館商議会を開催したという⁹²⁾。

③は、購入する資料について意見を求めたと捉えられるものである。たとえば、秋田県では、そもそも、図書館商議会の協議事項として、「本館購入図書の調査並選択」⁹³⁾を挙げていた。また、実際に、開催の記録には、「終つて現物に就き購入図書選定を行つた」⁹⁴⁾や、「新刊図書にて購入すべきもの、選定をなし」⁹⁵⁾とあるほか、協議題に「購入図書の選択方に関する件」⁹⁶⁾、「図書購入すべきものにつき選定」⁹⁷⁾といったものがみられる。また、奈良県でも、「収書等」について協議したとされる⁹⁸⁾。

④は、利用促進のための行事の実施について、意見を募ったものと捉えられる。秋田県では、図書館週間について協議し、多くの行事が提示されている⁹⁹⁾。また、岡山県では、改正図書館令で規定されている附帯施設について、協議されたことが分かっている¹⁰⁰⁾。

⑤は、中央図書館としての活動について、意

見を交わしたものと考えられる。その内容は広く、中央図書館としてすべきことについて意見を求めたり、学校図書館を含む県下の図書館との連絡方法を検討したり、県下の読書指導や図書館への視察あるいは指導などについて議論したりしたことが分かる。特に、岡山県と福岡県では、中央図書館に指定されて以降、協議題に「中央図書館」を冠するものが多くみられる。

以上の項目が議題として設定されていたことがみられたが、そのほか、郷土資料の蒐集、各種文庫の企画及び実施報告、地方図書館協会や後援団体に関することなども、協議事項として確認できる。また、開催記事に記されている意見や要望の概要から、議題にとらわれず、図書館の現況について、広く意見が提示された様子も窺える。

さらに、図書館外との折衝において意味をもった場合もあったとみられる。たとえば、長野県では、「昭和九年六月本館の裏庭を、隣接の武徳殿拡張工事の為、敷地借用の問題が起つたが、この時の評議員会の意見はこれを不可とした。為にこの問題もそのまゝとなり、図書館としては敷地貸与のことなきを得たのであった」¹⁰¹⁾という。すでにみたとおり、商議員には、議員や民間企業の役員が含まれることが少なかつたため、図書館外への対応に関する意見は、重んじられた可能性があろう。

さて、ここまでみた協議事項は、いずれも、図書館の運営や活動の根幹に関わるものである。商議員の意見がどの程度反映されるものであったのかは定かではないが、以上のような内容に対して、公的に図書館外から意見を述べることができたのは、意義のあることであったと捉えられる。

4. 図書館商議会に関する言説

ここまで、図書館商議会に関する規則や設置状況について確認してきた。以上の状況をふまえて、文献を確認した結果、いくつかの論考において、図書館商議会に対する言及がみられ

た。言説が示された論考を大きく分ければ、①図書館商議会を主題とするもの、②図書館の管理法を主題とするもの、③その他を主題とするもの、となる。それぞれの記述を具体的にみれば、次のとおりとなる。

4.1 図書館商議会を主題とする論考

図書館商議会を主題としてまとめた論考を発表したのは、竹林熊彦のみであった。竹林は、九州帝国大学図書館で司書官を務めるなど、主に大学図書館で活躍しつつ、図書館史や図書館運営に関する論考を多く発表した人物として知られている。

竹林は、1942年に、『図書館雑誌』で、「図書館商議会の研究」と題する論考を発表した¹⁰²⁾。この時点までに、4.2で述べるように、図書館商議会は、図書館の管理法を論ずるなかで、すでに言及されてきており、竹林の論考は、それらの記述をふまえたうえでまとめられたと考えられる。

また、竹林は、商議員の経験者であった。先にみた福岡県の図書館商議会では、商議員の名簿に、竹林の名前が確認できる¹⁰³⁾。福岡県立図書館で図書館商議会が設置されたのは、1935年のことであるから、この論考を発表した時点で、すでに、竹林は商議員となっている。したがって、竹林の経験が、記述に影響している可能性がある。

竹林の論考の要旨を記せば、次のとおりとなる。竹林は、まず、図書館商議会を「図書館経営の実務家と表裏一体をなし、その経営を指導し、またこれを後援する非図書館専門家の団体」¹⁰⁴⁾と定義した。つづけて、図書館商議会に関する事例として、東京図書館に対する田中稲城の意見や、帝国大学図書館に対する和田万吉の意見、大阪府立図書館を挙げている。この事例からも窺えるとおり、竹林の議論は、公立図書館だけではなく、国立図書館や大学図書館にも及んでいる。

つづけて、図書館商議会の規程として、東京

帝国大学附属図書館、九州帝国大学附属図書館、京都帝国大学附属図書館の例を紹介している。公立図書館については、福岡県の例を挙げているのみである。

竹林は、図書館商議会の意義に関する説明のなかで、「わが国の近代的図書館は「与えられた」文化的装飾の状態に低迷し、国民生活の中枢に浸透」¹⁰⁵⁾し、この原因は、図書館自体にもあるが、「一般社会の図書館に対する無理解と非同情とに起因する」¹⁰⁶⁾と述べた。そこで、この図書館と一般社会を遊離させないための存在が図書館商議会であるという説明でなされている。また、「図書館商議会の図書館におけるは、尚ほ父兄保護者会の学校教育におけるものに類似する」¹⁰⁷⁾とし、「図書館商議会は各層各階級の代表をもつて組織されねばならぬ」¹⁰⁸⁾とする。

さらに、竹林は、図書館商議会の設置に対して考えられる反対意見について反駁したうえで、図書館商議会の必要性について、「図書館政策の連続性と統一性と欲するによるもの」¹⁰⁹⁾であり、「図書館商議会は図書館の志向を社会に伝へ、社会の意欲を図書館に伝ふる仲保者たるべきもの」¹¹⁰⁾とする。

以上の検討を行ったうえで、竹林は、図書館商議会の適切な在り方について説明している。まず、「商議会を構成する数であるが、原則として其対象社会を代表するに足るものでなければならぬ」¹¹¹⁾とする。町村図書館の場合は、「地域的にも制限があるし、商議委員の数も少くて済む」¹¹²⁾というが、都市や中央図書館となる県立図書館では、地域や階級が様々であるから、「勢ひ多数の商議委員を置かねばならぬ」¹¹³⁾という。委嘱については、「自然地方長官あるひは市町村長の任命又は委嘱といふ外はあるまい」¹¹⁴⁾とし、福岡県のように、館長が委嘱するのは望ましくないという。

商議員については、男性、学校教員などが中心となりやすいことを批判したうえで、「いま公共図書館商議委員としての資格をあぐれば、

所謂学識経験あるもののうちにも、程度の差は別として（い）財政的企業的経験者、（ろ）図書館の諸問題を学問的に検討して理解する能力をもつもの、（は）社会的宣伝の理論及び实际的知識をもつもの、（に）一般社会情勢の理解あるもの、（ほ）出版物に関する知識あるもの、（へ）立法技術——地方議会——を通じて図書館を援助し得る資格あるもの、（と）児童を理解するもの、等であらう」¹¹⁵⁾とした。また、年齢については、「四十歳前後より六十歳未満とするのが穩当」¹¹⁶⁾と述べている。

そのほか、商議員はどのような立場でいるべきか、また、商議員が図書館について理解するために、どのような方法があるかを説明している。さらに、図書館商議会の開催について、通知や資料の準備の適切な方法を提案している。開催の頻度については、公立図書館は、隔月が適当であるという。

以上の竹林の記述は、やや大学図書館に重きがあるが、公立図書館についても言及しており、かつ、図書館商議会について総合的に述べている点で、意義のあるものであると評価できる。なお、竹林の意見は、経験則で語られている部分もありながら、参考文献から分かるように、欧米の仕組みを範としていたと考えられるものである。

竹林の意見に照らせば、竹林が随所で批判しているように、実際の図書館商議会は、様々な課題があったと考えられる。たとえば、3. を通してみたように、構成を見れば、性別や職種等に偏りがあるのは明らかである。また、開催の頻度も、竹林の想定よりも遥かに少なかったとみられる。

なお、竹林は、戦後においても、図書館商議会に関する論考を発表している。具体的にいえば、『日本図書館研究会会報』に寄せた要望¹¹⁷⁾と、図書館経営の入門書における解説¹¹⁸⁾が該当する。前者は、図書館商議会の必要性を主張し、いずれの図書館にも、図書館商議会が導入されることが望ましいと述べたものである。一

方、後者における解説は、1942年の論考を元に行っていると捉えられるものである。これらの論考から、竹林は、戦後においても、図書館商議会に関心をもち、また、その必要性を繰り返し主張していたといえよう。

4.2 図書館の管理法を主題とする論考

竹林は、日本で初めて図書館商議会について言及したのは、田中稲城であり、1891年のことであると述べている¹¹⁹⁾。田中は、東京図書館に関する意見のなかで、「又欧米諸国ノ重キヲ国立図書館ニ措クヤ特ニ図書館委員ナルモノヲ設ケ或ハ内閣員或ハ国会議員又ハ官民間ノ学識アル者ヲ以テ之ニ任シ国立図書館ノ重事ハ皆其協議評決ヲ要スルコトトセリ」¹²⁰⁾と述べ、欧米の状況を比較して提示している。しかし、この意見は、東京図書館、すなわち、国立図書館に対する提案である。また、竹林は、帝国大学図書館の和田万吉が、1896年に、帝国大学図書館について意見を示したなかにも、図書館商議会に関する提案があるとするが、これも公立図書館のことではない¹²¹⁾。

公立図書館における図書館商議会に関する解説や意見の多くは、図書館の管理法を主題とした文献で展開されてきたといえる。ごく初期の図書館の管理法に関する著作として、1892年に、西村竹間によってまとめられた『図書館管理法』には、図書館商議会に関する記述は見当たらない¹²²⁾。しかし、1900年に、文部省の編纂として刊行された『図書館管理法』では、図書館商議会について、言及されている。具体的に示せば、図書館の創設にあたって、次のとおり

〔引用者注：欧米では〕各市ニ於テ愈々其設立ヲ決定スル時ハ市長ハ図書館委員ヲ設ケ図書館創立事務並ニ其資金ヲ管理セシム本邦ニテモ先般発表セラレタル図書館令ニ従ヒ各地方ニテ図書館ヲ設立スルニ当テハ先ヅ特別委員ヲ設ケ市会議員又ハ市民中ヨ

リ勢力アリ才芸アリ且ツ成ルベク図書館ノ事ニ通曉スル者ヲ選デ之ニ充ツベキナリ¹²³⁾

ほぼ同様の記述は、1912年に刊行された『図書館管理法』でもみられる¹²⁴⁾。

また、これらの文献と同時期に刊行された『学校及教師と図書館』でも、「図書館の当局及評議員」と題する章を設けている。ここでは、「されど欧米の如き自治的国民にありては、往々委員組織を用ふるを見る。或はトラスターと言ひ、又はコンミッティーと称するもの之れなり」¹²⁵⁾と、欧米の状況を紹介している。

『図書館管理法』につづいて、図書館の管理法をまとめた代表的な著作として知られるのが、日本図書館協会から刊行された『図書館小識』であるが、ここでも、以下のとおり、欧米の事例として言及されている。

欧米に於ては市又は其他の公共団体が図書館の設立を決定するや、当事者は其地方の公民及議員の中より若干名の図書館評議員を選び、之に図書館創立基金の管理、館員の選定監督、図書館規程の制定等、図書館に関する殆ど一切の権限を附与する制度あり。我国に於ては行政組織を異にするを以て、直に之に倣ふことを得ず、又必ずしも之に倣ふの要なけれど、諮詢機関として評議員を設くるは図書館経営上有利なる場合多しとす。殊に図書館設立の際の如き、最も其必要を感じ。評議員の組織は創立せらるべき図書館の規模によりて相違あれど、大体に於て其員数は五六人乃至十二人にして、府県会議員、市会議員及公民の中より適當の人を選びて知事又は市長等之を囑託し、時々重要事項審議の為に評議員会を開会するを常とす¹²⁶⁾

『図書館小識』も改訂版が存在するが、以上の記述は、ほぼそのまま掲載されている¹²⁷⁾。

以上の記述は、日本の実態を説明するものではなく、欧米を範として紹介し、日本における図書館商議会の導入を勧めるものであった。また、図書館商議会は、図書館の創設と結びつけて論じられてきたといえる。

大正期から昭和前期にかけて、公共図書館の急増がみられるなか、文部省や日本図書館協会以外からも、図書館の管理法に関する包括的な論考がまとめられるようになるが、このなかでも、図書館商議会は解説されてきた。具体的にいえば、和田万吉、今沢慈海、毛利宮彦、勝家清勝による言及が確認できる。

和田は、『図書館管理法大綱』のなかで、「図書館委員会」という章を設け、図書館商議会について説明している¹²⁸⁾。和田は、図書館商議会について、以下のように述べている。

苟も公開の性質を帯びたものならば、其館の安定を図り順当の発展を遂げさせる為には、其地方の知識階級及実業社会の有力者の中で、最も公共心に富み且斯業に興味を有ち而も熱心に世話をしてくれる人数名を挙げて図書館委員とし、此等の委員より成る委員会に於て館の建物其他の不動産を保管し、且館の行政大綱を把持する制度を立てることは、欧米諸国の殆ど一斉になして居る事である。我国でも官公立、私立を論ぜず一館として独立の生活を営む図書館には此委員会の制度を採用するが可い¹²⁹⁾

記述から分かる通り、和田も欧米の仕組みを参考としており、日本の図書館にも導入を勧めている。また、運営の実際について、商議員の人数は、「五人乃至十人ぐらゐを適度とする」¹³⁰⁾とし、開催は「大抵一月に一二回で可からう」¹³¹⁾と述べている。なお、和田は、弥吉光長によって整理された講義ノートによれば、1918年から東京帝国大学で行っていた講義でも、図書館商議会について、同様の内容を説明していたようである¹³²⁾。

東京市立図書館の館頭として知られる今沢は、『図書館経営の理論及実際』と題する大部な著作を残しているが、このなかに、図書館商議会について解説した箇所がある¹³³⁾。具体的には、「図書館の創立」と題した章のなかに、館長の選任に関する記述があり、「米国の如き州には州の図書館監督あり、各の図書館には夫々其図書館の評議員ありて、創立の際其図書館の目的に相応せる良館長を選任することを怠らず」¹³⁴⁾と述べている。また、図書館商議会の役割については、次のように説明している。

又更に各の図書館には図書館評議員会なるものを設け、館長と協力して其発達を促進す。即ち市又は其他の公共団体が、図書館の設立を決定するや、当事者は其地方の公民及議員の中より若干名の図書館評議員を選び、之に図書館創立基金の管理、館員の選定監督、図書館規程の制定等、図書館に関する殆んど一切の権限を附与する制度あり。我国に於ては、行政組織の相違上直に之に倣ふことは得ざれども、諮詢機関として評議員を設くることは図書館発達上有利なる場合多し¹³⁵⁾

つづけて、欧米ではどのように図書館商議会を設置及び運用しているかという点について、人数や資格、図書館商議会内での委員の役割分担などについて、説明されている。

早稲田大学図書館や大阪毎日新聞社などに勤めた毛利は、1928年に図書館事業研究会を発足させ、『図書館学講座』を刊行し、図書館の経営について、多くの論考を著した。このなかで、図書館商議会に関する記述がみられる。そのひとつは、「地方公共図書館の経営」と題する論考であり、「英米の評議員制度」として、アメリカおよびイギリスで導入されている仕組みを紹介している¹³⁶⁾。また、「図書館の建設」と題する論考でも、同様に英米の状況を解説し、「我国に於ては前期のやうな一種の行政機関とし

て、之を存置すべきや否やは暫く別の問題とするも、未だ十分に斯業の社会的に認知されざる今日、動もすれば孤立的事業たるの観ある斯業を保護する上からしても、一種の援助機関として其の存立と活動とは将来大に緊要とする所であると信ずる」¹³⁷⁾と記述している。

勝家は、満鉄大連図書館の司書であったが、図書館員教習所の同窓会である芸艸会の機関誌に、図書館経営の要点をまとめた論考を2回にわたって掲載している¹³⁸⁾。そのうち、1回目の論考で、「図書館評議員(委員)」と題した章を設け、図書館商議員について記述している。具体的には、図書館商議会について、「図書館の設立決定と同時に其地方の知識階級及実業社会の有力者中公共心と此事業に対する興味と熱心とに富める人」¹³⁹⁾で、「府県会市会等の議員及公民中より適當の人を選出し、知事又は市長等之を委嘱する」¹⁴⁰⁾としている。また、図書館商議会の任務として、基金の管理、館長や図書館員の選定及び監督、図書館規則の制定などを挙げている。さらに、選考の基準として、委員に求められる資質を列挙している。

また、図書館の管理法に関連して、伊東平蔵による講演の記録¹⁴¹⁾と中田邦造の論考¹⁴²⁾においても、図書館商議会は、言及されている。横浜市図書館の館長などを務めた伊東は、「通俗図書館の建設管理及経営」と題する講演のなかで、「図書館評議員会……我館の発達成長を図るため創立時代には館長候補を、開館後は、館長の後援となり又輔佐役たる図書館後援会若くは図書館評議会の設定を希望するのである」¹⁴³⁾と述べた。ただし、伊東は、「主として建設資金、維持基金、寄附金の募集等に関する財政方面に就て館長を援助」¹⁴⁴⁾するものとして、述べていることから、財政的な支援をするための組織として捉えていたと考えられる。なお、伊東が関わった横浜市図書館でも、図書館商議会は設置されていた¹⁴⁵⁾。

石川県立図書館の館長であった中田は、図書館経営の在り方について述べるなかで、「図書

館経営の社会化、客観化」と題して、図書館員は、社会の情勢に疎いきらいがあるとし、図書館商議会の必要性について、次のように説明している。

一般に、図書館が狭義に官公庁から任命せられた職員のみによつて経営されてゐることは、如何にも不十分であると思はれる。図書館員はもとよりその職責上、図書館経営の全責任を負うて立つべきであるが、その故にこそ、図書館機能の社会化の為に工夫し、具体的なる社会力をその経営に参画せしむべくとり入るべきではなからうか。

それについて、諸外国にも我国にも、公共図書館に顧問とか評議員とかを設けて、その社会の有力者が実際経営に参画してゐる例は少くない。私はそれにも賛意を惜まぬが、しかし公共図書館の働きを実質的に社会化する為に一層必要なのは、現に最もよく図書館を利用し、図書館によつてその内面的生命を培ひつゝある人々、或は少くとも実際に利用者の立場に密接なる関係を有する多数者を、何等かの方法を以て、経営に参加せしむることではなからうか。……この事は町村図書館においては、比較的容易に実現される可能性のあることで、現に若干の程度において、かような道を辿りつゝあるものが、多少はあるのである。即ち各部落の優れた読書家の中より、図書館の私設司書を設けつゝあるが如きはその例である¹⁴⁶⁾

以上の論考においては、共通して、図書館商議회를欧米の仕組みとして紹介し、しばしば、そのまま取り入れることは適切ではないとの留保を示しながらも、欧米の方法を範という枠組みが見いだせる。しかし、実際に日本で採用されていた図書館商議会は、欧米の仕組みは、行政上の位置づけや権限の点において、異なるも

のであったことは、明らかであろう。

また、多くの論考が、仕組みの紹介にとどまっており、日本における導入の状況や、運営上の留意点を示していないことも分かる。すなわち、前掲の竹林の論考と異なり、実態に関する記述がほとんど含まれていない。

そのほか、以上の著者の多くは、一般に、いずれも図書館界で活躍し、広く知られた人物であるが、大学図書館や県立図書館など、比較的規模が大きいと考えられる図書館に勤務していたことも、共通点として指摘できよう。なお、1920年代以降、町村図書館、通俗図書館、小図書館といった語を冠した図書館の管理法に関する案内が、各県で作成されていく¹⁴⁷⁾。この背景には、図書館の増加や中央図書館の指定があると考えられるが、これらの案内では、図書館商議会に関する記述は、あまりみられないといえる¹⁴⁸⁾。

4.3 その他の記述

図書館の管理法以外を主題とする論考では、図書館商議会について言及されることは少なく、また、記述もわずかである。ここまでに示したほか、図書館商議会に関する記述は、欧米の図書館に関する翻訳や、1933年の改正図書館令で定められた中央図書館制度をめぐる議論のなかで登場する。

欧米の図書館の翻訳については、たとえば、東京図書館に勤めた太田為三郎が『図書館雑誌』に掲載した翻訳のなかで、「小図書館に於て第三に必要なものは商議員会である」¹⁴⁹⁾として、図書館商議会に関する記述がみられる。また、4.2と同様に、図書館の管理法に関する文献として、欧米でまとめられた論考に図書館商議会に関する記述があり、それが翻訳されることで、掲載されることもあった¹⁵⁰⁾。

そのほか、用語集において、翻訳として掲載されることもあった。欧米の図書館用語を翻訳してまとめたものとしては、間宮不二雄によるもの¹⁵¹⁾と、小河次吉によるもの¹⁵²⁾がある。こ

のうち、小河の著作では、library board（図書館委員、図書館評議員会）、library committee（図書館商議員会、図書館委員会）、library trustee（図書館委員、図書館評議員）が採録されている¹⁵³⁾。一方、間宮の著作では、図書館商議会に関連する用語は収録されていない。

また、図書館商議会は、中央図書館長会議の協議会における議論のなかで言及されている。図書館令の改正をめぐることは、1931年に開催された全国道府県図書館長会議において、中央図書館長協会の設立が提案され、同年に中央図書館長協会が成立している¹⁵⁴⁾。この協会では、発足以後、毎年、協議会を開催し、中央図書館制度の成立と運用について、議論がなされた。

1935年の協議会において、福岡県立図書館の館長であった大田光次から、「道府県立中央図書館商議委員会（又ハ図書館委員会）ノ設置ニ関シ之ガ適切ナル方案如何」¹⁵⁵⁾という協議題が提出されている。この議論の内容は明らかでないが、検討の結果、「理事に於て実情調査することゝな」¹⁵⁶⁾ったという。

5. 結論と今後の課題

5.1 結論

本論文では、近代日本の公立図書館に設置されていた図書館商議会をめぐる実態及び言説について整理し、その傾向を明らかにすることを目的として、図書館に関する書籍や雑誌記事、図書館報などを史料とし、県立図書館を中心に検討を行った。まず、図書館商議会が法令に位置づけられていたかを確認した。結果として、図書館商議会は、図書館令では記述されていなかったが、1933年の改正図書館令に伴って出された文部省通牒で言及されていたこと、図書館令施行細則や図書館規則で規定している県があったこと、設置や委嘱について規定されていたが、その多くはだまかなものであったことなどを明らかにした。

つづいて、図書館商議会の設置と運用について、実態を整理した。その結果、図書館規則に

よる既定の有無にかかわらず、実際に、図書館商議会を設置している図書館がみられたこと、図書館によって商議員の人数に大きな開きが認められたこと、商議員の所属や肩書には偏りがあったこと、主に議論されていた内容として、①現況報告、②図書館規則、③選書、④各種行事の開催、⑤県下図書館に対する連絡及び指導、が挙げられることなどが分かった。

最後に、以上の実態をふまえて、図書館商議会をめぐる言説について確認した。結果として、図書館商議会は、主に図書館の管理法に関する論考のなかで言及されてきたこと、欧米の仕組みとして紹介されてきたこと、図書館の創設と結びつけて論じられてきたこと、日本における実際の運用では、紹介あるいは提案された方法と相違がみられたことなどが判明した。

県立図書館における図書館商議会の設置率は、高いとはいえないものであったと捉えられる。しかし、図書館規則等や図書館の管理法に関する論考での言及をふまえれば、図書館商議会は、図書館運営の手法として、図書館関係者には、広く知られていたのではないかと考えられる。

図書館商議会を廃止したとみられる県があることをふまえれば、図書館商議会は、実効性が認められなかったり、形式的な存在であったりした可能性もあろう。しかし、すでに指摘したとおり、実際に協議された内容から、図書館商議会では、図書館の運営に関する主要な事項が検討されていたと捉えられるものであった。

商議員の構成をふまえれば、図書館商議会は、図書館協議会のように、地域住民の意見を広く反映する仕組みであったとはいえない。むしろ、行政内の他の部課の責任者や地域の有力者に対して、意向を確認したり、図書館への理解を求めたりする側面が強かったのではないかと捉えられる。しかし、図書館職員以外が、公的に図書館の運営に意見を表明できる場であったことは確かであり、その意義は小さくなかったと評価できるのではないかと。

5.2 今後の課題

本論文は、図書館商議会について、基礎的な検討を行うものであった。したがって、更なる検討の余地を多く残している。

まず、本論文は、全国的な議論や設置状況を概観するものであったため、各県の個別の事情を詳しく取り扱ってはいない。したがって、事例的検討により、個別の図書館商議会の追究が必要であろう。

また、本論文では、県立図書館を中心に確認したが、市町村立図書館においても、同様の仕組みはあったと考えられる。実際、いくつかの単館史では、図書館商議会が設置されていたことが報告されている¹⁵⁷⁾。

さらに、図書館商議会の実践や議論について、図書館法という図書館協議会に継承された側面があるのか、あるいはまったく断絶したものであったのかについても、検討の余地がある。1.1にみたとおり、図書館法の成立に関する研究では、図書館商議会には触れられていないことから、図書館法の構想においては、図書館商議会の存在が影響した可能性は低いかもしれない。しかし、各県の実態や図書館関係者の認識において、図書館商議会と図書館協議会がまったく別の存在として扱われたといえるかは定かでない。この点で、占領期において、図書館商議会に相当する組織の設置について分析することは、意義があろう。

そのほか、本論文で示した図書館商議会は、商議員の構成の点から、住民参加を実現する仕組みとは解釈しがたいものであった。しかし、地域住民が図書館運営に関与し得た側面を有していたことは否定できない。そこで、地域住民が図書館運営に関与し得たと考えられる、その他の仕組みへの着目も有用であろう。たとえば、図書館商議会と並んで、しばしば設置が推奨されていた図書館の後援組織が挙げられる。そのほか、図書館規則に見られた業務補助のための「図書館委員」も検討する価値があると捉

えられる。

注

- 1) 西崎恵『図書館法』羽田書店, 1950, 201p. 引用は、p. 96.
- 2) 県立長野図書館編『県立長野図書館三十年史』県立長野図書館, 1959, 592p. 引用は、p. 20. 後に刊行された『県立長野図書館五十年史』にも、評議員に関する記述がみられるが、図書館協議会と同様のものであるという説明はなくなっている。県立長野図書館編『県立長野図書館五十年史』県立長野図書館, 1981, 615p. 該当箇所は、p. 11.
- 3) 同上, 1959.
- 4) 西崎, 前掲 1) .
- 5) 裏田武夫・小川剛編『図書館法成立史資料』日本図書館協会, 1968, 473p.
- 6) 塩見昇「図書館協議会」森耕一編『図書館法を読む』日本図書館協会, 1990, p. 140-155.
- 7) たとえば、次の文献にみられるように、私立図書館では、図書館の設立や運営を検討するための組織が結成されてきた。坪谷善四郎『大橋図書館四十年史』博文館, 1942, 306p.
- 8) 大学図書館の商議会については、たとえば、次の研究がある。岩猿敏生「国立大学の図書館委員会について」『Library and Information Science』no. 9, 1971. 9, p. 161-167. ; 河村俊太郎「図書館商議会の運営からみる東京帝国大学図書館の中央と部局の関係」『日本図書館情報学会誌』vol. 56, no. 3, 2010. 9, p. 131-146. また、たとえば、次の文献のように、大学図書館の単館史のなかで言及されることもある。京都大学附属図書館編『京都大学附属図書館六十年史』京都大学附属図書館, 1961, 342p.
- 9) 「府県に於ける図書館令施行細則の概要(一)」『図書館雑誌』vol. 31, no. 1, 1937. 1, p. 22-25, 36. ; 「府県に於ける図書館令施行細則の概要(二)」『図書館雑誌』vol. 31, no. 2, 1937. 2, p. 55-58.
- 10) 同上, 1937. 1, p. 22.
- 11) 前掲 9), 1937. 2, p. 58.
- 12) 『中央図書館執務参考資料』帝国図書館, 1943, 115p. 該当箇所は、p. 113-115.
- 13) 「図書館令施行細則」鳥取県教育委員会事務局編『教育法令集：鳥取県編』第一法規出版, 1949, p. 635-636.
- 14) 「図書館令施行細則」広島県教育委員会事務局編『教育法令集：広島県編』第一法規出版, 1949, p. 457-458.
- 15) 「図書館令施行細則」福岡県教育庁編『教育法令集：福岡県編』第一法規出版, 1949, p. 633-635.
- 16) 「図書館令施行細則」佐賀県教育委員会事務局編『教育法令集：佐賀県編』第一法規出版, 1949, p. 537-539.
- 17) 海江田喜次郎「図書館の新使命と福岡県々令の要旨」『図書館雑誌』vol. 28, no. 3, 1934. 3, p. 67-70. 引用は、p. 69.
- 18) 同上.
- 19) 「図書館令施行細則」京都府教育委員会事務局編『教育法令集：京都府編』第一法規出版, 1949, p. 425-426. 引用は、p. 425.
- 20) 同上, p. 426.
- 21) 「図書館令施行細則」宮城県教育委員会事務局編『教育法令集：宮城県編』第一法規出版, 1949, p. 681-683. 引用は、p. 682.
- 22) 『行啓記念山形県立図書館一覧』行啓記念山形県立図書館, 1935, 42p. 該当箇所は、p. 18.
- 23) 「県令」『茨城県報』no. 709, 1907. 6, p. 685-687.
- 24) 「公立図書館の黎明」千葉県図書館史編纂委員会編『千葉県図書館史』千葉県立中央図書館, 1968, p. 28-75. 該当箇所は、p. 34-35.
- 25) 『県立長野図書館十年史』県立長野図書館, 1939, 92p. 該当箇所は、p. 55.
- 26) 石川県立図書館編『石川県立図書館七十

- 年のあゆみ』石川県立図書館, 1983, 153p. 該当箇所は、p. 70-71.
- 27) 『京都府立京都図書館一覧』京都府立京都図書館, 1909, 80p. 該当箇所は、p. 29-31.
- 28) 『中之島百年—大阪府立図書館のあゆみ』編集委員会編『中之島百年：大阪府立図書館のあゆみ』大阪府立中之島図書館百周年記念事業実行委員会, 2004, 385p. 該当箇所は、p. 44-45. ; 「大阪府立図書館商議員会規程」大阪府立図書館所蔵, 長田富作資料, 袋番号D-17枝番1. 資料の番号は、次の文献による。垣口弥生子ほか編「(館資料)「長田富作資料」目録：文書の部」『大阪府立図書館紀要』no. 42, 2013. 10, p. 26-77.
- 29) 『「奈良県立図書館」100年の歩み：県立図書館から県立図書情報館へ：開館100周年記念』奈良県立図書情報館, 2010, 30p. 該当箇所は、p. 25.
- 30) 岡山県総合文化センター編『岡山県立図書館60年史』岡山県総合文化センター, 1967, 151p. 該当箇所は、p. 109-114.
- 31) 『行啓記念山口県立山口図書館概覧』行啓記念山口県立山口図書館, 1928, 73p. 該当箇所は、p. 17-18.
- 32) 『徳島県立光慶図書館年報：第一』徳島県立光慶図書館, 1918, 46p. 該当箇所は、p. 101-5.
- 33) 『熊本県立熊本図書館一覧：自明治四十四年至大正二年』熊本県立熊本図書館, 1914, 39p. 該当箇所は、p. 5-10.
- 34) 「宮崎県立図書館規則」宮崎県教育委員会事務局編『教育法令集：宮崎県編』第一法規出版, 1949, p. 505-508.
- 35) 『鹿児島県立図書館史』鹿児島県立図書館, 1990, 245p. 該当箇所は、p. 179-182.
- 36) 戸野周二郎『学校及教師と図書館』宝文館, 1909, 267p. 該当箇所は、p. 266-267.
- 37) 前掲24), p. 35.
- 38) 前掲29).
- 39) 『徳島県立光慶図書館第二年報』徳島県立光慶図書館, [1919], 18p. 該当箇所は、p. 14.
- 40) 『福岡県立図書館福岡県中央図書館概要』[出版者不明], [出版年不明], 27p. 引用は、p. 9.
- 41) 京都府立京都図書館では、次の文献によれば、職務規程において、評議員を置くことができることを定めていたが、この職務規程が制定された年月は、明らかではない。前掲27).
- 42) 『茨城県立図書館100年の歩み：草創期から平成の新県立図書館までの記録』茨城県立図書館, 2003, 100p. 該当箇所は、p. 2.
- 43) 前掲23).
- 44) 「県令」『茨城県報』no. 1020, 1910. 4, p. 10.
- 45) 前掲24).
- 46) 「御成婚記念千葉県図書館規則」千葉県教育委員会事務局編『教育法令集：千葉県編』第一法規出版, 1949, p. 369-373.
- 47) 前掲29).
- 48) 『奈良県立奈良図書館一覧』奈良県立奈良図書館, 1930, 25p. 該当箇所は、p. 2-4.
- 49) 『鹿児島県立図書館新築落成記念誌』鹿児島県立図書館, 1927, 62p. 該当箇所は、p. 15. ; 前掲35), p. 54.
- 50) 同上, 1927, p. 34-42.
- 51) 前掲33), p. 8.
- 52) 前掲33), p. 9.
- 53) 前掲28), 2004.
- 54) 前掲28), 長田富作資料.
- 55) 「福岡県中央図書館に商議委員設置」『福岡県立図書館月報』no. 174, 1936. 4, p. 1-2. 該当箇所は、p. 1.
- 56) 前掲31), p. 18.
- 57) 前掲55).
- 58) 前掲28), 長田富作資料.
- 59) 前掲55).
- 60) 前掲25), p. 18.
- 61) 前掲25).
- 62) 前掲12), p. 92.
- 63) 前掲12), p. 91.

- 64) 『青森県立図書館の過去と現在』[青森県立図書館], 1940, 26p. 該当箇所は、p. 16-18.
- 65) 「秋田図書館商議員会状況」『秋田図書館報』no. 19, 1932. 10, p. 6.
- 66) 前掲25), p. 18.
- 67) 『京都府立京都図書館一覧』京都府立京都図書館, 1910, 91p. 該当箇所は、p. 18.
- 68) 『大阪図書館年報：第一：自明治三十六年四月至明治三十八年三月』大阪図書館, 1905, 21p. 該当箇所は、p. 4-5.
- 69) 『奈良県立図書館小史』奈良県立奈良図書館, 1977, 56p. 該当箇所は、p. 5.
- 70) 前掲30), p. 9.; 岡長平『岡山県立図書館長・武藤正治事績』[出版者不明], 2014, 13p. 該当箇所は、p. 4.
- 71) 田村盛一『山口図書館五拾年略史』山口県立山口図書館, 1953, 227p. 該当箇所は、p. 160.
- 72) 前掲39).
- 73) 前掲55).
- 74) 『五十年紀要』東京都立日比谷図書館, 1959, 103p. 該当箇所は、p. 87.
- 75) 『県立長崎図書館50年史』長崎図書館, 1963, 193p. 該当箇所は、p. 162-164. 後年に刊行された単館史にも、同様の記述がある。県立長崎図書館編『県立長崎図書館60年史』県立長崎図書館, 1972, 86p. 該当箇所は、p. 72-73.; 県立長崎図書館編『県立長崎図書館70年史』県立長崎図書館, 1982, 136p. 該当箇所は、p. 118-119.; 長崎県立長崎図書館編『長崎県立長崎図書館100年の歩み』長崎県立長崎図書館, 2013, 104p. 該当箇所は、p. 68.
- 76) 前掲12), p. 92.
- 77) 升井卓彌『山口県図書館史稿』升井卓彌, 1990, 106p. 該当箇所は、p. 16.
- 78) 前掲71).
- 79) 前掲30). 1937年の設置については、次の文献にも記述がある。武藤正治『本県の図書館界：十二』岡山県中央図書館, 1937, 37p. 該当箇所は、p. 6.
- 80) 史料によって、設置年月に多少の異同がある場合もみられる。たとえば、徳島県は、年報では、1918年に細則が作られ、商議員が委嘱されたとあるが、『中央図書館執務参考資料』では、1916年に創設されたことになっている。前掲39). ; 前掲12), p. 92. また、岡山県は、『中央図書館執務参考資料』では、1941年6月となっているが、すでにみたとおり、以前から、開催の記録が散見される。『中央図書館執務参考資料』の日付は、創設日ではなく、当該時点での構成員に対する委嘱日の可能性がある。前掲12), p. 92.
- 81) 前掲68).
- 82) 1929年及び1939年の人数は、前掲25), p. 78. による。また、1942年の人数は、前掲12), p. 92. による。
- 83) 前掲69).
- 84) 前掲12), p. 92.
- 85) 前掲30), p. 10.
- 86) 前掲65).
- 87) 前掲65).
- 88) 前掲30), p. 10.
- 89) 前掲55).
- 90) 前掲30), p. 30, 32.
- 91) 『大阪府立図書館一覧』大阪府立図書館, 1914, 84p. 該当箇所は、p. 1-19.
- 92) 徳島県立図書館編『徳島県立図書館50年史』徳島県立図書館, 1966, 111p. 該当箇所は、p. 69.
- 93) 前掲65).
- 94) 前掲65).
- 95) 「本館商議員会」『秋田図書館報』no. 21, 1933. 7, p. 16.
- 96) 「商議員会」『秋田図書館報』no. 23, 1934. 3, p. 22.
- 97) 「本館商議員会」『秋田図書館報』no. 25, 1935. 2, p. 34.
- 98) 前掲69).

- 99) 前掲65).
- 100) 前掲79), 1937.
- 101) 前掲25).
- 102) 竹林熊彦「図書館商議会の研究」『図書館雑誌』 vol. 36, no. 12, 1942. 12, p. 873-883.
- 103) 前掲55), p. 1.
- 104) 前掲102), p. 873.
- 105) 前掲102), p. 875.
- 106) 前掲102), p. 875.
- 107) 前掲102), p. 876.
- 108) 前掲102), p. 876.
- 109) 前掲102), p. 877.
- 110) 前掲102), p. 878.
- 111) 前掲102), p. 878.
- 112) 前掲102), p. 879.
- 113) 前掲102), p. 879.
- 114) 前掲102), p. 879.
- 115) 前掲102), p. 880.
- 116) 前掲102), p. 880.
- 117) 竹林熊彦「図書館商議会の設置要望」『日本図書館研究会会報』 no. 1, 1947. 12, [ノンブルなし].
- 118) 竹林熊彦『図書館経営入門』 京都出版, 1948, 150p. 該当箇所は、p. 94-106. なお、木寺清一の著作にも、「設備、人事その他、図書館運営の大綱を図る部門で、大図書館にあつては普通館長、司書官というような人が、図書館商議会或は図書館委員会等の協賛の下にこれにあたり、庶務係、会計係等がこれに附随する」という解説がみられるが、この点については、竹林の著作を参照することが勧められている。木寺清一『図書館経営実務入門』 京都出版, 1949, 186p. 引用は、p. 9-10.
- 119) 前掲102), p. 873.
- 120) 田中稲城『東京図書館ニ関スル意見要略』 田中稲城, 1891, 10p. 引用は、p. 8.
- 121) 前掲102), p. 873. 和田の提案については、次の文献に収録されている。波多野賢一「和田万吉先生伝：協会創立前後並に大学図書館奉職当時の」『図書館雑誌』 vol. 36, no. 3, 1942. 3, p. 185-193.
- 122) 西村竹間編『図書館管理法』 金港堂書籍, 1892, 44p.
- 123) 文部省編『図書館管理法』 金港堂書籍, 1900, 132p. 引用は、p. 11-12. なお、実際に編纂にあたったのは、田中稲城である。
- 124) 文部省『図書館管理法』 金港堂書籍, 1912, 124p. 該当箇所は、p. 18.
- 125) 戸野周二郎『学校及教師と図書館』 宝文館, 1909, 267p. 引用は、p. 84.
- 126) 日本図書館協会編『図書館小識』 日本図書館協会, 1915, 202p. 引用は、p. 19-20.
- 127) 和田万吉ほか編『図書館小識』 増訂版、丙午出版社, 1922, 196p. 該当箇所は、p. 19.
- 128) 和田万吉『図書館管理法大綱』 丙午出版社, 1922, 242p. 該当箇所は、p. 24-31.
- 129) 同上, p. 25.
- 130) 前掲128), p. 26.
- 131) 前掲128), p. 27.
- 132) 和田万吉; 弥吉光長編『図書館学大綱』 日本図書館協会, 1984, 348p. 該当箇所は、p. 42-50.
- 133) 今沢慈海『図書館経営の理論及実際』 叢文閣, 1926, 656p. 該当箇所は、p. 41-48.
- 134) 同上, p. 42.
- 135) 前掲133), p. 42-43.
- 136) 毛利宮彦「地方公共図書館の経営」『図書館学講座』 vol. 1, 1928. 6, p. B1-B31. 該当箇所は、B12-13. なお、この論考をもとにしたと考えられる箇所が次の著作にも掲載されている。毛利宮彦『図書の整理と運用の研究：附諸家書誌学論講其他』 図書館事業研究会, 1936, 722p. 該当箇所は、p. 450-451.
- 137) 毛利宮彦「図書館の建設」『図書館学講座』 vol. 2, 1928. 8, p. A21-A35. 引用は、p. A33-A34. また、次の箇所にも同様の記述がある。前掲136), 1936, p. 33-34.
- 138) 勝家清勝編「図書館実際経営の標識

- (一)』『図書館研究』 vol. 5, no. 2/3/4, 1927. 11, p. 23-47. ; 勝家清勝編「図書館実際経営の標識 (二)」『図書館研究』 vol. 6, no. 3, 1930. 7, p. 19-26.
- 139) 同上, 1927. 11, p. 26.
- 140) 前掲138), 1927. 11, p. 26.
- 141) 伊東平蔵『通俗図書館の建設管理及経営』[出版者不明], [出版年不明], 41丁. タイトルと記述の内容から、1928年に神奈川県で行われた講習会における伊東の講演を記録したものではないかと推察される。
- 142) 中田邦造述『公共図書館の使命』石川県社会教育課, 1933, 70p.
- 143) 前掲141), 4丁目.
- 144) 前掲141), 4丁目.
- 145) 横浜市中央図書館開館記念誌編集委員会編『横浜の本と文化：横浜市中央図書館開館記念誌』横浜市中央図書館, 1994, 833p. 該当箇所は、p. 625-626.
- 146) 前掲142), p. 61-62.
- 147) たとえば、次の文献がある。『簡易図書館施設経営の栞』三重県学務部教育課, 1928, 55p.
- 148) 記述がある例としては、次の文献において、「図書館委員」の記述がある。『小図書館の設置経営所感』岡山県立図書館, 1933, 81p. 該当箇所は、p. 11. ただし、創立のための委員であり、設置後の運営に関与する存在として想定していたかは、定かではない。
- 149) ケリー; 太田為三郎訳「小図書館の事務」『図書館雑誌』no. 7, 1909. 11, p. 1-6. 引用は、p. 4.
- 150) ミニー・クラーク・バドロング; 今沢慈海、神絢一訳『小図書館管理法』間宮商店, 1926, 76p. 該当箇所は、p. 8-10.
- 151) 間宮不二雄『欧和对訳図書館辞典』文友堂書店, 1925, 119p.
- 152) 小河次吉『英和図書及図書館語彙』丙午出版社, 1927, 360p.
- 153) 同上, p. 170, p. 173.
- 154) 中央図書館長協会の沿革については、次の文献で整理されている。林繁三「中央図書館長協会沿革略：創立より昭和十三年度に至る」『中央図書館長協会誌』no. 2, 1939. 9, p. 6-19.
- 155) 「中央図書館長協会第三回協議会」『図書館雑誌』vol. 29, no. 7, 1935. 7, p. 201-202. 林の整理でも触れられている。ただし、両者では、協議題の番号が異なっている。
- 156) 前掲154), p. 13.
- 157) 前述した横浜市のほか、たとえば、次の文献がある。『秋田市立土崎図書館沿革誌』秋田市立土崎図書館, 1962, 53p. 該当箇所は、p. 50. 岡山市立図書館創立60周年記念誌委員会編『60年の歩み：岡山市立図書館創立60周年記念誌』岡山市立図書館, 1977, 46p. 該当箇所は、p. 4. また、次の文献からは、市だけでなく、町村においても、図書館商議会が設置されることがあったことが分かる。富山県図書館協会編『富山県図書館協会創立50周年記念誌』富山県図書館協会, 1981, 89p. 該当箇所は、p. 26, 38-39.

A Basic Study on Public Library Committees in Modern Japan: Focusing on Prefectural Libraries

Takuma NAKAMURA (Aoyama Gakuin University)

This study aims to clarify the characteristics of public library committees in modern Japan, focusing on prefectural libraries, based on the literature published from 1868 to 1945 on public libraries in Japan. First, this study reviews the laws and ordinances on libraries in modern Japan. The results showed that public library committees were described in the notification concerning the library ordinance by the Ministry of Education in 1933, and several prefectural regulations. Second, this study investigates the adoption status of library committees in prefectural libraries. Some prefectural libraries had library committees regardless of whether the prefectural ordinance had determined it. Many members of the committee were educational personnel. Additionally, they discussed the issues related to the library rules, the selection of materials, and the supervision of other libraries in the meetings. Third, this study analyzes the discourses on public library committees. Nearly all the authors regarded the foreign library trustees as the ideal systems, especially in the United States or the United Kingdom. However, actual library committees in Japan differed from the foreign trustees in their roles.

Keywords : library history, library committee, library council, library board, library trustee